

こども大綱に対する科学技術部会からの意見提出

令和5年9月25日

こども家庭審議会科学技術部会

- こども家庭審議会令（令和5年政令127号）第6条第1項に基づき、こども家庭審議会に、こども家庭審議会科学技術部会を設置し、「生殖補助医療に関する事項及び NIPT 等の出生前検査に関する調査審議」及び「こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術研究に関する調査審議（こども家庭科学研究や AMED 研究を含む。）」に関する事務を所掌している。
- こうした観点から、こども大綱の策定に向けた中間整理案に関して、以下2点、本部会における意見を申し上げます。

※ 本資料は、科学技術部会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したものである。

（適切な情報提供等による自己決定支援）

- ・ 出生前検査など医療技術の進歩に伴い、妊娠・出産に関する選択肢が増え、また関連する様々な情報に日常的に接する現状において、女性及びそのパートナーが適切な情報を得て自己決定が行えるよう、情報提供や相談支援体制の整備を進めるべき。

（国立成育医療研究センターのシンクタンク機能の具体化）

- ・ 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の具体化に向けて着実に進めるべき。

以上